証券コード　3990
平成30年８月３日

株　主　各　位

東京都港区六本木六丁目10番１号
ＵＵＵＭ株式会社
代表取締役社長　鎌　田　和　樹

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年８月20日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１　日　　時　平成30年８月21日（火曜日）午前10時00分
（受付開始：午前９時00分）

２　場　　所　東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル　ベルサール六本木B1
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３　目的事項

報告事項
１．第５期（平成29年６月１日から平成30年５月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第５期（平成29年６月１日から平成30年５月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.uuum.co.jp/ir）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年６月１日から
平成30年５月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善、雇用環境の改善、国内民間消費の回復により、引き続き緩やかに回復しました。

動画広告業界におきましては、スマートフォン向け動画コンテンツの多様化に伴ってスマートフォンによる動画視聴が一層定着し、2017年の国内の動画広告市場は前年比63%増の1,374億円に達したと推測されています（注）。

このような環境のなかで、当社グループは、引き続きクリエイターの育成・サポートを強化するとともに、タイアップ広告の販売拡大を行うことで、動画広告市場の成長を取り込むことに努めました。一方で、グッズやイベント、自社運営チャンネルの拡大など新たな柱の成長にも注力しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は117億35百万円（前連結会計年度比68.1％増）、営業利益は7億16百万円（同100.0％増）、経常利益は7億3百万円（同100.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億6百万円（同57.7％増）となりました。なお、当社は動画コンテンツ事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

（注）（株）サイバーエージェント　2017年11月15日付プレスリリース「サイバーエージェント、2017年国内動画広告の市場調査を実施」

②　設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は51,618千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

建物・・・オフィス増床に伴う内装工事費用　　23,521千円

工具、器具及び備品・・・オフィス増床に伴う備品購入費用　28,096千円

③　資金調達の状況

当社は、平成29年８月30日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、公募増資により302,000株の株式を発行し、569,572千円の資金調達を行いました。また上場に伴う第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）により77,500株の株式を発行し、146,165千円の資金調達を行いました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成30年２月７日を効力発生日として、カプセルジャパン株式会社の発行済株式の14.61%にあたる66,667株を取得いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第２期 (平成27年５月期)	第３期 (平成28年５月期)	第４期 (平成29年５月期)	第５期 (当連結会計年度) (平成30年５月期)
売上高(千円)	－	－	6,983,347	11,735,545
経常利益又は経常損失(△)(千円)	－	－	350,877	703,683
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	－	－	257,629	406,363
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)(円)	－	－	45.20	67.96
総資産(千円)	－	－	2,184,419	3,657,540
純資産(千円)	－	－	684,163	1,806,263
１株当たり純資産(円)	－	－	120.03	297.11

(注) １．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

２．当社は、平成29年５月25日付で普通株式１株につき40株の割合で株式分割を行いましたが、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第２期 (平成27年５月期)	第３期 (平成28年５月期)	第４期 (平成29年５月期)	第５期 (当事業年度) (平成30年５月期)
売上高(千円)	1,318,581	3,299,710	6,983,347	11,735,545
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△263,123	221,726	351,303	703,494
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△271,675	185,917	258,072	406,271
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)(円)	△47.66	32.62	45.28	67.94
総資産(千円)	453,483	976,212	2,185,796	3,657,923
純資産(千円)	240,616	426,533	684,606	1,806,614
１株当たり純資産(円)	△49.19	△16.57	120.11	297.17

(注) １．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

２．当社は、平成26年12月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行い、また平成29年５月25日付で普通株式１株につき40株の割合で株式分割を行いましたが、いずれも第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金	議決権の所有割合	主要な事業の内容
(連結子会社) ＵＵＵＭ　ＰＡＹ株式会社	東京都港区	1,000千円	100.0%	当社所属クリエイターへの支払業務全般

(4) 対処すべき課題

①クリエイターサポートの強化

当社グループでは、クリエイターに対して、バディ（マネージャー）によるサポートからタイアップ案件の獲得、イベントの開催、クリエイターグッズの販売、バックヤードのサポートなど、様々な側面でクリエイターのバックアップに努めております。当社グループは、クリエイターが活躍のフィールドを広げ、多くのファンを獲得できるよう、サポート体制を更に強化し、多様化するクリエイターのニーズにも応えてまいります。そして、インターネット上で活躍する全てのクリエイターにとって、必要不可欠な存在を目指してまいります。

②人材育成による生産性の向上

当社グループにとって最も重要な資産は「人」であり、優秀な人材の獲得や人材育成は当社にとって重要な経営課題の一つであると認識しております。当社グループは、企業理念の社内浸透や研修制度の整備を強化し、人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性の向上に努めてまいります。

③コンテンツ管理体制の強化

当社グループでは、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的なメディアとしての視聴者獲得や広告主の獲得につながるとの考えのもと、クリエイターに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力してまいりました。昨今では、インターネット上のコンテンツの健全性に対する世間の関心がますます高まっていることから、引き続き当社グループとしてコンテンツ管理体制を一層強化してまいります。

④新しい収益柱の確立

当社グループはアドセンス収益(YouTubeチャンネル上に表示される広告に関連して生じる収益をいいます。）やタイアップを中心とした広告収益に依存した構造になっております。当社グループでは、所属クリエイターに更なる収益メリットを実現するとともに、当社グループの収益多様化の実現に向けて、新たな収益柱の確立に努めてまいります。

⑤M&Aによる成長加速

既存事業において、強化・領域拡大・効率化等の面でシナジーが発揮できる企業に対して資本提携やM&Aを積極的に実行し、競争力の強化を図ってまいります。

⑥組織体制の強化

当社グループの継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築を行ってまいります。

⑦海外展開

当社グループの所属クリエイターの動画視聴層は国内がほとんどですが、海外にはより多くの潜在的な視聴者がいると考えております。海外のMCN（マルチチャンネルネットワーク：複数のYouTubeチャンネルと連携し、動画制作、企業とのタイアッププロモーション、視聴者の獲得、ノウハウ提供、デジタル著作権管理、収益受け取りなどの面で支援を提供する事業体を総称していいます。）との協業を深めることにより、プロモーション案件の相互紹介やクリエイターのコラボレーションなど補完メリットを実現していきたいと考えております。また、海外コンテンツホルダーからのコンテンツ調達、海外プラットフォームへのコンテンツ提供にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

⑧情報管理体制の強化

当社グループでは、クリエイターの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年５月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
クリエイターサポートサービス	クリエイターの様々なタレント活動のサポートやクリエイターを活用した企業プロモーション
自社サービス	番組制作・チャンネル運営や、ゲームの開発・運営等

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年５月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都港区六本木六丁目１０番１号
支　　店	なし

②　子会社

ＵＵＵＭ　ＰＡＹ株式会社	東京都港区六本木六丁目１０番１号

(7) 使用人の状況（平成30年５月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
234名	89名増	31.2歳	1.42年

（注）従業員数には、契約社員を含み、当社グループから社外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年５月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	88,880千円
株式会社みずほ銀行	44,440千円
株式会社横浜銀行	16,400千円
株式会社りそな銀行	12,493千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年５月31日現在）

① 発行可能株式総数　22,800,000株
② 発行済株式の総数　6,079,500株
③ 株主数　4,346名
④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
鎌田和樹	2,468,300	40.60
梅田裕真	600,000	9.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	503,400	8.28
ジャフコＳＶ４共有投資事業有限責任組合	410,500	6.75
ＢＮＹ ＧＣＭ ＡＣＣＯＵＮＴＳ Ｍ ＮＯＭ	186,200	3.06
ＢＮＹ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ ＪＰＲＤ ＡＣ ＩＳＧ （ＦＥ－ＡＣ）	108,992	1.79
株式会社ＳＢＩ証券	101,000	1.66
ＧＯＬＤＭＡＮ ＳＡＣＨＳ ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ	68,908	1.13
野村信託銀行株式会社（投信口）	62,200	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	61,400	1.01

（注）当社は自己株式を保有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、平成29年８月30日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、公募増資により302,000株、第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）により77,500株増加いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として保有している新株予約権の状況

・新株予約権の数

8,350個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式　334,000株（新株予約権１個につき40株）

・取締役の保有する新株予約権の区分別合計

区　　分	回　　次 (1株当たりの行使価額)	行使の条件	行　使　期　間	個　　数	保有者数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	第２回（500円）	（注）	平成28年12月２日から 平成36年12月１日まで	5,850個	３名
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	第３回（550円）	（注）	平成29年８月１日から 平成37年７月30日まで	50個	１名
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	第４回（550円）	（注）	平成29年11月１日から 平成37年10月30日まで	430個	１名
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	第７回（1,100円）	（注）	平成31年２月23日から 平成39年２月22日まで	2,020個	３名

（注）新株予約権の行使条件

(1)行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

③権利者が１個または複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

④権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後１年間が経過する日まで：割当数の０％

株式公開後１年間が経過した日以降、株式公開後２年間が経過する日まで：割当数の50％

株式公開後２年間が経過した日以降、株式公開後３年間が経過する日まで：割当数の50％

株式公開後３年間が経過した日以降：行使数の制限はない

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第 9 回 新 株 予 約 権
発行決議日	平成29年６月23日
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000
新株予約権の払込金額	株式公開時の公開価格
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,886円 資本組入額 943円
権利行使期間	無期限
行使の条件	（注）
交付された者の人数	執行役員 １名

（注）新株予約権の行使条件

(1) 行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

③権利者が１個または複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、１株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

④権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後１年間が経過する日まで：割当数の０％

株式公開後１年間が経過した日以降、株式公開後２年間が経過する日まで：割当数の50％

株式公開後２年間が経過した日以降、株式公開後３年間が経過する日まで：割当数の50％

株式公開後３年間が経過した日以降：行使数の制限はない

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年５月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	鎌田和樹	
取締役	中尾充宏	コーポレートユニット、システムユニット担当
取締役	梅景匡之	バディ・プランニングユニット、メディアユニット、ライブ・エンタテインメントユニット担当
取締役	渡辺崇	財務ユニット担当
取締役（常勤監査等委員）	山田裕介	東洋エンジニアリング株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	砂田浩孝	株式会社はせがわ常務取締役
取締役（監査等委員）	長南伸明	長南伸明公認会計士事務所 株式会社スタジオアタオ取締役 株式会社gumi社外取締役

（注）１．平成27年８月27日の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

２．山田裕介、砂田浩孝及び長南伸明の各氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

３．当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長　山田裕介
委員　　砂田浩孝
委員　　長南伸明

４．当社は、３名の監査等委員のうち１名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集、取締役会以外の重要な会議等への出席、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

５．平成30年５月15日の取締役会決議により、インターナルオペレーションユニットを新設し、平成30年６月１日付で取締役梅景匡之氏の担当ユニットになっております。

６．取締役髙田順司氏は、平成30年２月15日をもって、辞任により退任いたしました。

７．監査等委員である取締役長南伸明氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （監査等委員である取締役を除く。）	５名	96,000千円
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	４名（４名）	15,900千円 (15,900千円)
合　　計	９名（４名）	111,900千円 (15,900千円)

（注）１．上記には、平成29年８月15日開催の第４回定時株主総会の時をもって退任した監査等委員である取締役１名及び平成30年２月15日付で辞任により退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名を含んでおります。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成29年８月31日開催の第４回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年８月27日開催の第２回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役山田裕介氏は、東洋エンジニアリング株式会社の社外取締役を務めております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役砂田浩孝氏は、株式会社はせがわの常務取締役を務めております。兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役長南伸明氏は長南伸明公認会計士事務所の公認会計士であり、株式会社スタジオアタオの取締役、株式会社gumiの社外取締役を務めております。なお、株式会社gumiは当

社の取引先ですが、同社との取引実績は、当社の当期決算における売上高の0.1%未満であり、僅少であります。その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役（常勤監査等委員） 山　田　裕　介	当事業年度に開催された取締役会15回、及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。主に豊富なマネジメント経験と幅広い見識に基づき、経営全般の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 砂　田　浩　孝	当事業年度に開催された取締役会15回、及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。主に豊富なマネジメント経験と幅広い見識に基づき、経営全般の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 長　南　伸　明	長南氏は、平成29年８月31日開催の第４回定時株主総会において、監査等委員である取締役に選任されておりますところ、同氏の就任後に開催された取締役会13回、及び監査等委員会10回全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、その名称をEY新日本有限責任監査法人に変更いたしました。

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき相当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び使用人が、社会の中の企業であることを認識し、コンプライアンス意識を高く持つことを行動規範とし、行動規範の継続的な教育・啓発に努めるとともに、当社グループの取締役及び執行役員の権限と役割を明確にすることにより、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保する。

・当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を取締役会に報告する。

・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要事項を決定する。

・取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

・代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。

・業務執行を担当する取締役の監督の維持・強化のため、監査等委員を選任する。

・監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となって独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の職務の執行について「監査等委員会規程」に従い、適法性・妥当性監査を実施する。

・当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを「反社会的勢力対策規程」において宣言し、「反社会的勢力対策規程」に従い、チェック体制の整備を行い、運用を実施する。

・金融商品取引法に従い、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備を行い、その運用状況を評価する。
・当社のコンプライアンス担当者は、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施などによりコンプライアンス意識を徹底する。
・当社グループにおける法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、「コンプライアンス規程」に従い、当社の常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設置する。
・法令・定款・諸規程に違反が認定された場合、「就業規則」に従い、懲罰委員会による処罰の対象とする。
・代表取締役が指名する内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。

②当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役会議事録など重要な文書（電磁的記録を含む。）については、法令・「文書管理規程」に従って、記録し、適切かつ安全に保存・管理し、取締役、執行役員及び内部監査担当者は、いつでもこれらを閲覧することができる。
・取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これらに基づき適切かつ安全に保存・管理する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・取締役会で制定される「リスク管理規程」に従い、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を推進する。
・個別リスクに関して、リスク管理の対策組織で、予防的、継続的な教育、対応策などを審議・決定する。
・リスク管理の対策組織は、定期的または必要に応じ、当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性及び影響度を分析・評価し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告・提言する。
・リスク管理の対策組織は、必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した事業継続計画、対応マニュアルを策定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の承認を得る。

・緊急事態が発生した場合には、代表取締役をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を取り、そのリスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して対応を実施する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」に従い、代表取締役の指揮監督のもと権限及び責任の明確化を図り、迅速かつ効率的に業務を執行する。
・重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役及び執行役員で構成される経営会議で審議する。

⑤当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
・当社は、当社グループの管理に関する諸規程を整備し、当該規程に基づいて必要な管理を行う。
・内部監査担当者は、前各号に定める事項の整備・運用状況の有効性を評価し、監査結果及び改善課題を、代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
・監査等委員会の職務を補助する使用人を配置し、補助する取締役は置かない。

⑦当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・当該使用人については、補助すべき監査等委員会及び監査等委員の職務に関連し、監査等委員会または監査等委員から指示を受けたとき、その指揮命令に従い、監査等委員でない取締役、執行役員からの指揮命令を受けない。
・当該使用人の取締役からの独立性と監査等委員の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員の同意を必要とする。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

・当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席の際に、職務の執行状況を報告する。このほか、監査等委員会からの求めに応じ、業務及び財産の状況などを報告する。

⑨監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当社グループの当該取締役、執行役員及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを周知する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会及び監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
・監査等委員がその職務の執行に関し、法令で定める費用の前払などの請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用または債務を処理する。
・監査等委員がその職務の執行に関し、緊急または臨時に支出した費用については、速やかに事後に償還に応じる。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役と監査等委員会の間で定期的な意見交換会を開催する。
・監査等委員会は、監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当者との間で定期的な連絡会を開催する。
・監査等委員会は、経営会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会など、各種会議体へ出席することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行について

当社は、毎月定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営課題について活発に議論し、重要事項について審議・決定しております。

また、取締役、執行役員及びその他経営陣幹部が出席する重要な会議を、原則毎週開催し、取締役会で決議するべき事項以外で経営上重要な事項について議論し、経営機能の強化に務めております。

また、取締役、執行役員及びその他経営陣幹部は職務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程に基づき分担して職務を執行しております。

②コンプライアンス・リスクマネジメント体制について

当社は、コンプライアンス規程を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修を定期的に実施するとともに、常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会では、毎月、当社のコンプライアンスの状況、経営を取り巻く各種リスク、当社におけるリスクの発生について対応策を検討実施し、取締役会に報告・提言を行っております。

③監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づいて開催され、法令等に定められた事項の決議を行っております。

また、常勤監査等委員は、社内の重要会議に出席するなど日常業務レベルで経営情報を収集し、意思決定の過程や内容について監査及び監督をしております。さらに、会計監査人、内部監査担当と適宜情報交換を行い監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

（平成30年５月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,153,914	流動負債	1,817,964
現金及び預金	1,519,497	買掛金	801,936
売掛金	1,081,484	一年内返済予定の長期借入金	128,901
商品及び製品	13,384	未払金	167,655
仕掛品	15,269	未払費用	151,670
原材料及び貯蔵品	2,544	未払法人税等	326,204
未収消費税等	366,238	賞与引当金	126,140
繰延税金資産	69,549	その他	115,456
その他	85,944	固定負債	33,312
固定資産	503,626	長期借入金	33,312
有形固定資産	109,648	負債合計	1,851,276
建物及び構築物	97,528	（純資産の部）	
工具器具及び備品	81,106	株主資本	1,806,263
減価償却累計額	△68,986	資本金	638,868
無形固定資産	286	資本剰余金	607,868
ソフトウェア	286	利益剰余金	559,526
投資その他の資産	393,690	純資産合計	1,806,263
敷金及び保証金	267,167		
投資有価証券	101,490		
繰延税金資産	25,032		
資産合計	3,657,540	負債純資産合計	3,657,540

連結損益計算書

（平成29年６月１日から
平成30年５月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,735,545**
売上原価		**8,330,854**
売上総利益		**3,404,690**
販売費及び一般管理費		**2,688,011**
営業利益		**716,679**
営業外収益		
受取利息	27	
還付加算金	939	
受取報奨金	300	
その他	117	1,385
営業外費用		
支払利息	1,979	
支払手数料	716	
株式公開費用	9,613	
その他	2,070	14,380
経常利益		**703,683**
特別利益	－	－
特別損失	－	－
税金等調整前当期純利益		**703,683**
法人税、住民税及び事業税	372,098	
法人税等調整額	△74,777	297,320
当期純利益		**406,363**
親会社株主に帰属する当期純利益		**406,363**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年６月１日から
平成30年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	281,000	250,000	153,163	684,163	684,163
当連結会計年度変動額					
新株の発行	357,868	357,868		715,737	715,737
親会社株主に帰属する当期純利益			406,363	406,363	406,363
当連結会計年度変動額合計	357,868	357,868	406,363	1,122,100	1,122,100
当連結会計年度末残高	638,868	607,868	559,526	1,806,263	1,806,263

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・主要な連結子会社の名称　　UUUM　PAY株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

２．重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品および貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しております。また平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３～50年

構築物　３～20年

工具、器具及び備品　４～10年

②無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準
賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式　　6,079,500株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　　729,200株

４．金融商品に関する注記
(1) 金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い銀行預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制
営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであります。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。
営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後２年であります。これらの一部は長期の変動金利で調達しているため、金利の変動リスクがあります。当該リスクに関しては、借入先および契約内容の見直しを行っております。

当社は、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
(1) 現 金 及 び 預 金	1,519,497	1,519,497	－
(2) 売 掛 金	1,081,484	1,081,484	－
(3) 未 収 消 費 税 等	366,238	366,238	－
(4) 敷 金 及 び 保 証 金	267,167	268,240	1,073
資産計	3,234,389	3,235,462	1,073
(1) 買 掛 金	801,936	801,936	－
(2) 未 払 法 人 税 等	326,204	326,204	－
(3) 長 期 借 入 金 （ ※ ）	162,213	161,195	△1,017
負債計	1,290,353	1,289,335	△1,017

※ １年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、残存期間および国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額101,490千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	297円11銭
(2) １株当たりの当期純利益	67円96銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当はありません。

貸 借 対 照 表

（平成30年５月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,153,297**	**流動負債**	**1,817,997**
現金及び預金	1,518,881	買掛金	801,936
売掛金	1,081,484	一年内返済予定の長期借入金	128,901
商品	13,384	未払金	167,848
仕掛品	15,269	未払費用	151,670
原材料及び貯蔵品	2,544	未払法人税等	326,107
未収消費税等	366,238	賞与引当金	126,140
繰延税金資産	69,549	その他	115,393
その他	85,944	**固定負債**	**33,312**
固定資産	**504,626**	長期借入金	33,312
有形固定資産	**109,648**	**負債合計**	**1,851,309**
建物及び構築物	97,528	（純資産の部）	
工具器具及び備品	81,106	**株主資本**	**1,806,614**
減価償却累計額	△68,986	**資本金**	**638,868**
無形固定資産	**286**	**資本剰余金**	**607,868**
ソフトウェア	286	資本準備金	607,868
投資その他の資産	**394,690**	**利益剰余金**	**559,877**
敷金及び保証金	267,167	その他利益剰余金	559,877
投資有価証券	101,490	繰越利益剰余金	559,877
繰延税金資産	25,032	**純資産合計**	**1,806,614**
関係会社株式	1,000		
資産合計	**3,657,923**	**負債純資産合計**	**3,657,923**

損　益　計　算　書

（平成29年６月１日から
平成30年５月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,735,545**
売上原価		**8,330,854**
売上総利益		**3,404,690**
販売費及び一般管理費		**2,688,200**
営業利益		**716,490**
営業外収益		
受取利息	27	
還付加算金	939	
受取報奨金	300	
その他	117	1,385
営業外費用		
支払利息	1,979	
支払手数料	716	
株式公開費用	9,613	
その他	2,070	14,380
経常利益		**703,494**
特別利益	－	－
特別損失	－	－
税引前当期純利益		**703,494**
法人税、住民税及び事業税	372,001	
法人税等調整額	△74,777	297,223
当期純利益		**406,271**

株主資本等変動計算書

（平成29年６月１日から
平成30年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	281,000	250,000	250,000
当期変動額			
新株の発行	357,868	357,868	357,868
当期純利益			
当期変動額合計	357,868	357,868	357,868
当期末残高	638,868	607,868	607,868

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	153,606	153,606	684,606	684,606
当期変動額				
新株の発行			715,737	715,737
当期純利益	406,271	406,271	406,271	406,271
当期変動額合計	406,271	406,271	1,122,008	1,122,008
当期末残高	559,877	559,877	1,806,614	1,806,614

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品および貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しております。また平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　３年～50年

機械及び装置　　３年～20年

工具、器具備品　　４年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

重要な引当金の計上基準

賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債務	192千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

販売費及び一般管理費	3,311千円

４．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成30年５月31日）
繰延税金資産	
減価償却超過額	95,452千円
未払事業税	19,377
賞与引当金	44,381
その他	11,080
繰延税金資産小計	170,291
評価性引当額	△75,709
繰延税金資産合計	94,582
繰延税金資産の純額	94,582

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	297円17銭
(2) １株当たりの当期純利益	67円94銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年７月13日

UUUM 株 式 会 社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　部　　直　哉

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　　愛　雄

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、UUUM株式会社の平成２９年６月１日から平成３０年５月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討

する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UUUM株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年７月13日

UUUM 株 式 会 社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　部　　直　哉

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　本　間　　愛　雄

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、UUUM株式会社の平成２９年６月１日から平成３０年５月３１日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統

制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年7月13日

ＵＵＵM株式会社　監査等委員会

社外取締役（常勤監査等委員）　山　田　裕　介　印

社外取締役（監査等委員）　砂　田　浩　孝　印

社外取締役（監査等委員）　長　南　伸　明　印

（注）監査等委員山田裕介、砂田浩孝及び長南伸明は、会社法第2条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の当社グループが想定する、事業展開の拡大及び多角化に迅速柔軟に対応するため、現行定款第２条の事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～14.＜条文省略＞	１．～14.＜現行どおり＞
15. 前各号に附帯関連する一切の業務	＜変更案第37号へ移動＞
16. 音楽著作権の管理	15. 音楽著作権の管理
17. 音楽著作物の利用の開発	16. 音楽著作物の利用の開発
18. コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作	17. コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作
19. 楽譜の出版	18. 楽譜の出版
＜新設＞	19. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
＜新設＞	20. 会社の合併、営業譲渡、株式譲渡及び企業提携の斡旋
＜新設＞	21. 経営及び投資に関するコンサルティング業務
＜新設＞	22. 投資事業組合財産の運用及び管理
＜新設＞	23. 融資及び融資の斡旋、保証ならびに代行業務
＜新設＞	24. 生命保険の募集に関する業務
＜新設＞	25. 金融商品仲介業
＜新設＞	26. 資産管理業
＜新設＞	27. 内外有価証券などの金融資産に関する投資助言業務及び投資一任業務
＜新設＞	28. 資産運用及び管理に関する情報の提供、コンサルティング

現行定款	変更案
＜新設＞	29. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
＜新設＞	30. コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業務
＜新設＞	31. 玩具、遊戯用具の企画、設計、製造、販売及び輸出入業務
＜新設＞	32. 通信販売業
＜新設＞	33. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業及び各種マーケティングに関する業務、コンサルティング業
＜新設＞	34. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画、制作、販売及び輸出入業務
＜新設＞	35. レストランの経営並びに経営コンサルタント
＜新設＞	36. 各種研修、講習会、スクール等の企画、運営
＜現行定款第15号より移動＞	37. 前各号に附帯関連する一切の業務

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討が行われ、その結果、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	**再任** 鎌田和樹（かまだかずき） （昭和58年12月３日生）	平成15年10月　株式会社光通信入社 平成18年11月　テレコムサービス株式会社出向 平成22年４月　株式会社光通信執行役員 平成25年６月　当社設立 代表取締役就任（現任）	2,468,300株
	【取締役候補者とした理由】 当社創業者として、強力なリーダーシップを発揮するとともに、当社所属の専属クリエイターと強固な信頼関係を築いております。また、YouTube動画、これにかかるプロモーションに関して豊富な知識を有し、当社の経営方針や事業戦略の決定において極めて重要な役割を果たしております。このようなリーダーシップや豊富な知識、またクリエイターとの強固な信頼関係は、当社の企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者としました。		
2	**再任** 梅景匡之（うめかげただゆき） （昭和53年３月３日生）	平成13年３月　株式会社NEXS入社 平成19年10月　株式会社光通信入社 平成22年４月　同社統括部長 テレコムサービス株式会社取締役 平成26年７月　当社入社 平成26年12月　当社取締役就任（現任） バディ・プランニングユニット、メディアユニット、ライブ・エンタテインメントユニット、インターナルオペレーションユニット担当	－株
	【取締役候補者とした理由】 創業間もない当社に入社後、当社のクリエイター事業をはじめとする事業全般の執行責任者として、現在まで当社を成長させてきた実績を有しております。この実績及びYouTubeに対する深い見識は、当社の事業執行において不可欠かつ当社の企業価値向上に引き続き資するものと判断し、取締役候補者としました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	**再任** なかお みつひろ 中尾 充宏 （昭和52年５月17日生）	平成13年４月　丸三証券株式会社入社 平成15年１月　株式会社日広（現GMO NIKKO株式会社）入社 平成17年７月　株式会社創広転籍 平成18年６月　株式会社F１メディア入社 平成19年４月　株式会社インタースパイア（現ユナイテッド株式会社）入社 株式会社インターライド出向 平成21年１月　株式会社インターライド取締役 平成21年10月　同社取締役COO 平成23年３月　株式会社ナンバーエイト設立 代表取締役就任 平成26年７月　当社入社 平成26年12月　当社取締役（現任） コーポレートユニット、システムユニット担当	－株
	【取締役候補者とした理由】 創業間もない当社に入社後、当社企業向け案件全般の営業を担当し、当社の成長に大きく寄与しました。現在はコーポレート部門を統括し、当社コーポレート部門強化に大きな役割を果たしております。引き続き、コーポレート部門の一層の強化、ひいては当社の企業価値向上に果たす役割は大きいと判断し、取締役候補者としました。		
4	**再任** わたなべ たかし 渡辺 崇 （昭和57年９月９日生）	平成17年４月　ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 平成22年12月　同社ヴァイス・プレジデント 平成26年12月　当社取締役（現任） 財務ユニット担当	－株
	【取締役候補者とした理由】 外資系証券会社におけるインターネット業界を担当する証券アナリストとして豊富な実務経験に加え、当社入社以来、財務部門の責任者を務め、当社のマザーズ市場への上場に多大な役割を果たしました。 このような経験、実績は、当社の投資戦略にかかる意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与すると判断し、取締役候補者としました。		

（注）１．各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．候補者の所有する当社の株式数は、平成30年５月31日現在の株式数を記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、当社の監査等委員である取締役が取締役会及び監査等委員会において、その役割・責務を十分に果たすことができるよう、定款において、監査等委員である取締役の人数を４名以内とすることを定めております。当社において更なるコーポレートガバナンスの強化を図るため、新任の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については予め監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
新任 河島勇太（かわしまゆうた） （昭和58年２月６日生）	平成20年12月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成21年１月　森・濱田松本法律事務所入所 平成30年１月　同法律事務所パートナー（現任）	－株
【監査等委員である取締役の候補者とした理由】 弁護士として企業に関する法務、特にコーポレートガバナンスに精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化、ひいては当社の企業価値向上に果たす役割は非常に大きいと判断し、取締役候補者としました。		

（注）１．河島勇太氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当社と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておりません。また、同氏は、当社の「独立役員選任基準」を満たしております。

２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．河島勇太氏は、社外取締役候補者であります。

４．河島勇太氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当社の監査等委員である取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

５．河島勇太氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当社との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額です。

第４号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、平成27年８月27日開催の第２回定時株主総会において年額30,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化及び第３号議案の監査等委員である取締役選任に基づく監査等委員会の構成人数の増加を踏まえ、報酬支給を適切に行うため、報酬総額を年額50,000千円以内と改定することのご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査等委員である取締役は３名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

以上

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル　ベルサール六本木B1
TEL 03－3479－1621

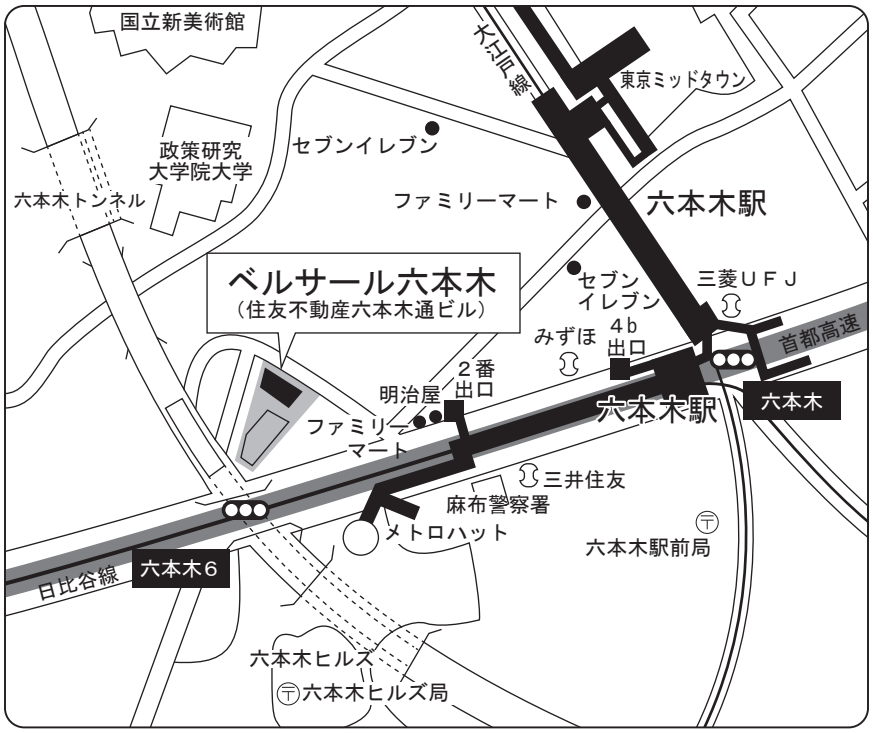

交通　東京メトロ日比谷線　六本木駅　２番出口より　徒歩約２分
都営大江戸線　六本木駅　４b出口より　徒歩約４分